

大阪市告示第811号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）第11条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10（ATCビルO's棟南館5階）
大阪市環境局環境管理部環境規制課（交通騒音振動対策グループ）
電話 06-6615-7941

2 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 大阪市立西三国センター
所在地 大阪市淀川区十八条3丁目1-65
- (2) 名称 大阪市立三国センター
所在地 大阪市淀川区西三国3丁目18-12
- (3) 名称 大阪市立東三国センター
所在地 大阪市淀川区東三国6丁目3-14
- (4) 名称 大阪市立北中島センター（以下「北中島センター」という。）
所在地 大阪市淀川区宮原5丁目3-13
- (5) 名称 大阪市立西中島センター（以下「西中島センター」という。）
所在地 大阪市淀川区西中島3丁目11-11
- (6) 名称 大阪市立宮原センター
所在地 大阪市淀川区西宮原1丁目6-12
- (7) 名称 大阪市立啓発センター
所在地 大阪市東淀川区東中島5丁目1-6
- (8) 名称 大阪市立柴島センター
所在地 大阪市東淀川区柴島2丁目11-9

3 管理の基準

(1) 休館日

- ・月曜日（北中島センター及び西中島センターにあつては、日曜日）
- ・12月29日から翌年1月3日まで

(2) 供用時間

午前9時から午後9時まで

(3) 休館日及び供用時間の変更

施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

4 業務の範囲

(1) 施設の使用の許可に関すること

(2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3) その他施設の管理に関すること

5 指定を行おうとする期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

6 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する要件

ア 条例第13条各号のいずれにも該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- キ 直近3年度において、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

(2) 連合体に関する要件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること
- イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと
- ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと
- エ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

- ア 各構成団体のいずれもが上記(1)の要件を満たすこと
- イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

7 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第14条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和8年6月18日（木）から同年8月21日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により配布する。また、環境局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書等の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を送付により提出すること（電子メールやファックスでは受付を行わない。）

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類（連合体での申請のみ。）
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員の名簿
- ⑥ 役員の履歴書

- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し（作成義務のない法人等にあつてはこれに相当する書類を提出すること。）
- ⑩ 事業報告書（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。）
- ⑪ 法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑫ 管理運営に関する事業計画書
- ⑬ 管理運営に関する収支計画書及び収支計画明細
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 法人税等の申告書の写し
- ⑯ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑰ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑱ 障がい者雇入れ計画書
- ⑲ 選定結果通知用封筒一式
- ⑳ 募集要項にかかる様式（様式1～9）に関して別途添付する必要がある書類

※連合体で申請する場合、提出書類③から⑪まで及び⑭から⑱までについては、それぞれの法人等に関するものを提出すること

※任意団体等であつて添付ができない場合は、その理由を自由様式で提出すること

エ 受付期間

令和8年8月14日（金）から同年8月24日（月）まで必着

8 申請するものに要求される事項

指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

9 申請の無効

条例第13条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする。

10 その他

(1) 所定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は、募集要項による。

(環境局環境管理部環境規制課)